平成 27 年度地方税制改正（案）について

総　　務　　省
平成 26 年 12 月

平成 27 年度の与党税制改正大綱（12 月 30 日決定）のうち、地方税の概要は以下のとおり。

１　法人税改革

◎　法人事業税の所得割の税率引下げ及び外形標準課税の拡大等

○　資本金１億円超の普通法人に係る外形標準課税（付加価値割、資本割）を、２年間で、現行の４分の１から２分の１に段階的に拡大。（現行 1/4→㉗ 3/8→㉘ 1/2）

※　国・地方を通じた法人実効税率：現行 34.62%→㉗ 32.11%（▲2.51%）→㉘ 31.33%（▲3.29%）

〔標準税率〕	現行	平成 27 年度	平成 28 年度以降
所得割 ※	7.2 % （ 4.3 %）	6.0 % （ 3.1 %）	4.8 % （ 1.9 %）
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2 %	0.3 %	0.4 %

＊ 括弧書きは、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

※１　所得割の軽減税率についても比例的に引下げ。
※２　地方法人特別税の税率を、所得割の税率の引下げに合わせて見直し。（規模は現行同様）

○　所得の拡大を図る観点から、法人税における所得拡大促進税制と同様の要件を満たす法人について、給与増加分の負担を軽減。

○　外形標準課税の拡大により負担増となる法人のうち、事業規模が一定以下の法人について、２年間に限り負担増を原則２分の１に軽減。

○　資本割の課税標準について、現在の課税標準である資本金等の額が、資本金と資本準備金の合計額を下回る場合、当該額を課税標準とする見直し。また、法人住民税均等割の税率区分の資本金等の額を資本割の課税標準に統一。

２　車体課税

◎　自動車取得税における「エコカー減税」の見直し

○　平成 32 年度燃費基準への置き換えを行うとともに、平成 32 年度燃費基準未達成の現行エコカー減税対象車の一部を、引き続き減税対象とする措置を講じ、２年延長。
〔別紙参照〕

◎　軽自動車税の見直し

○　平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）を導入。〔別紙参照〕

（例）（軽四輪の自家用乗用車の場合）
・　電気自動車等：概ね▲75%、H32 燃費基準+20%達成車：概ね▲50%、H32 燃費基準達成車：概ね▲25%。

※　この特例については、自動車税・軽自動車税における環境性能割の導入の際に自動車税のグリーン化特例（軽課）とあわせて見直す。

○　二輪車に係る税率の引上げ時期を平成 27 年４月１日から平成 28 年４月１日に１年延期。

３　消費税率 10%への引上げ時期の変更等

◎　地方税に係る税制抜本改革法についての措置

○　消費税率 10%への引上げ等の施行日を平成 29 年４月１日に変更。
○　税制抜本改革法(地方)附則第 19 条第３項を削除。
○　地方消費税の社会保障財源化分に係る経過措置等所要の措置。

◎　住宅ローン減税の延長

○　個人住民税における住宅ローン減税の拡充等の措置について、対象期間を平成 31 年６月 30 日まで１年半延長。この措置による個人住民税の減収額は、全額国費で補填。

◎　車体課税の見直し、地方法人課税の偏在是正

○　平成 26 年度与党税制改正大綱等における消費税率 10%段階の車体課税の見直し及び地方法人課税の偏在是正については、平成 28 年度以後の税制改正において具体的な結論を得る。

４　ふるさと納税

◎　特例控除額の拡充（平成 27 年中に支出する寄附金（平成 28 年度分の個人住民税）から適用）

○　特例控除額の上限を個人住民税所得割額の１割から２割に拡充。

◎　返礼品送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請

○　ふるさと納税（寄附金）が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、地方団体に対し要請。

◎　申告手続の簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設）

○　確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合に、確定申告をせずにワンストップで寄附金税額控除を受けられる特例を創設。

５　固定資産税等

◎　固定資産税等（土地）の負担調整措置

○　現行の仕組みを３年延長。
○　次期評価替えまでの間において、デフレ脱却の動向を見極めつつ、商業地等の据置特例の対象土地における税負担の不均衡や、現行の一般市街化区域農地の負担調整措置により生じている不均衡等の課題への対処について検討を進めるとともに、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、異なる用途の土地や他の資産との間の税負担の均衡化等、固定資産税の今後を見据えた検討を行う。

◎　不動産取得税の特例税率等

○　住宅及び土地に係る税率の特例措置（４%→３%）を３年延長。
○　宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（２分の１）を３年延長。

６　地方たばこ税

◎　旧３級品の製造たばこに係る税率の見直し

○　旧３級品の製造たばこに係る特例税率を平成 28 年４月１日から平成 31 年４月１日までの間に４段階で縮減・廃止等。

	現　行	改正案			
		H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
地方のたばこ税	2,906 円	3,406 円	3,906 円	4,656 円	6,122 円
道府県たばこ税	411 円	481 円	551 円	656 円	860 円
市町村たばこ税	2,495 円	2,925 円	3,355 円	4,000 円	5,262 円
（参考）国のたばこ税	2,906 円	3,406 円	3,906 円	4,656 円	6,122 円

７　狩猟税

◎　有害鳥獣捕獲従事者に係る狩猟税の軽減措置

○　有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、以下の者の狩猟者登録に係る軽減措置を平成 30 年度（平成 31 年３月 31 日）まで実施。

- 対象鳥獣捕獲員　→　非課税（現行 税率2分の1）
- 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者　→　非課税(新設)
- 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者　→　税率２分の１(新設)

８　主な税負担軽減措置等

◎　固定資産税等の特例措置

○　新幹線鉄道に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象路線に北海道新幹線を追加。

○　港湾の民有護岸等の耐震化の推進に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設。

○　空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく勧告の対象となった特定空家等に係る土地を、住宅用地特例の対象から除外。

○　以下の特例措置について、わがまち特例を導入した上、延長。

- 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得する公共施設等に係る課税標準の特例措置（固定資産税・都市計画税・不動産取得税）〔2年延長〕
- 管理協定が締結された津波避難施設に係る課税標準の特例措置（固定資産税）〔3年延長〕
- 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額の減額措置（固定資産税）〔2年延長〕

○　買取再販事業者が既存住宅を取得し、２年以内に一定のリフォームを行った上で個人に販売した場合、不動産取得税の税額を減額する特例措置を創設。

○　Ｊリートに係る不動産取得税の課税標準の特例措置について、対象施設に物流施設を追加した上、２年延長。

◎　軽油引取税の課税免除措置

○　軽油引取税の課税免除の特例措置について、その一部を廃止等の上、３年延長。

９　納税環境整備等

◎　地方消費税の清算基準の見直し

○　サービス業対個人事業収入額に用いる統計を、経済センサス活動調査に変更（ただし、インターネット取引等により消費地ではなく供給地で計上されていると思われるもの等を除外。）。

○　清算基準に用いる人口と従業者数の割合を１：１から３：２に変更。

◎　地方税における猶予制度の見直し

○　地方分権を推進する観点から一定の事項については条例で定めることとした上で、国税における昨年度の改正を踏まえ所要の見直し。

◎　個人住民税等の還付加算金の起算日の見直し

○　所得税の還付申告等に基因する個人住民税等の還付加算金の起算日について、所得税が過納となった場合と概ね一致させるよう見直し。

10　検討事項等

◎　外形標準課税の更なる拡大等

○　大法人向けの法人事業税の外形標準課税の更なる拡大に向けて、平成 27 年度税制改正の実施状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。その際、分割基準や資本割のあり方等について検討する。あわせて、外形標準課税の適用対象法人のあり方についても、地域経済・企業経営への影響も踏まえながら引き続き慎重に検討を行う。

◎　働き方の選択に対して中立的な税制の構築

○　個人所得課税について、効果的・効率的に子育てを支援する観点、働き方の選択に対して中立的な税制を構築する観点を含め、社会・経済の構造変化に対応するための各種控除や税率構造の一体的な見直しを丁寧に検討する。

◎　消費税の軽減税率制度

○　消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10%時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。

◎　森林吸収源対策・地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

○　森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みの導入に関し、森林整備等に係る受益と負担の関係に配意しつつ、ＣＯＰ21 に向けた 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の設定までに具体的な姿について結論を得る。

◎　固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

○　設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

※　ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持

別　紙

①　自動車取得税におけるエコカー減税の見直し（案）

乗用車

〔現行〕（適用期限：H27.3.31）

内　容	対　象　車
非課税	電気自動車等
	H27 年度燃費基準＋20%達成
80%軽減	H27 年度燃費基準＋10%達成
60%軽減	H27 年度燃費基準達成

〔H27.4～〕基準切替えと重点化

内　容	対　象　車
非課税	電気自動車等
	H32 年度燃費基準＋20%達成
80%軽減	H32 年度燃費基準＋10%達成
60%軽減	H32 年度燃費基準達成
40%軽減	H27 年度燃費基準＋10%達成
20%軽減	H27 年度燃費基準＋５%達成

※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。

トラック・バス

【重量車】ディーゼル車、ディーゼルハイブリッド車（車両総重量 3.5t 超）

〔現行〕（適用期限：H27.3.31）

内容	対　象　車	
	排ガス要件	燃費要件
非課税	電気自動車等	
	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋10%達成
80%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋５%達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋10%達成
60%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋５%達成

〔H27.4～〕基準切替えと重点化

内容	対　象　車	
	排ガス要件	燃費要件
非課税	電気自動車等	
	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋15%達成
80%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋10%達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋15%達成
60%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準＋５%達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋10%達成
40%軽減	ポスト新長期規制 NOx・PM ＋10%低減	H27 年度燃費基準達成
	ポスト新長期規制適合	H27 年度燃費基準＋５%達成

【中量車】【軽量車】

排出ガス・燃費(平成 27 年度燃費基準)の各要件を満たすものについて、要件の達成割合に応じて軽減。

②　軽自動車税のグリーン化特例（軽課）（案）

軽乗用車

〔H27.4～〕

内　容	対　象　車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
税率を概ね 50%軽減	H32 年度燃費基準＋20%達成
税率を概ね 25%軽減	H32 年度燃費基準達成

軽貨物車

〔H27.4～〕

内　容	対　象　車
税率を概ね 75%軽減	電気自動車等
税率を概ね 50%軽減	H27 年度燃費基準＋35%達成
税率を概ね 25%軽減	H27 年度燃費基準＋15%達成

※ 「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（ポスト新長期規制から NOx10%低減）とする。
※ ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車（★★★★）に限る。